

## 自立支援医療と手続について

自立支援医療について、これは精神保健の分野なので、どういうものなのか、福祉分野ではよく知らないという方も多いと思います。

精神病院では「老人病棟」というものがあり、長年ケアが必要なお年寄りを看していました。

それが、少しずつですが、福祉施設でもお願いできないか、という話があがっているようです。

わかりやすく書くと、「福祉分野に丸投げ」の状態になりつつあるということです。

精神科でも、「認知症」の有無を判断する場合もあり、ある程度の知識も必要だと痛感する出来事がありましたのでご紹介します。

知り合いに、「統合失調症」の患者さんがいますが、自立支援医療を受けるためには書類の申請等が必要だそうです。昔は、精神保健福祉士など「患者にかわって手続きの代行」が認められていました。

しかし、今の法律では「本人が自らする重要項目の一つ」として、患者さんみずからその手続をしないといけないそうです。

更に、支援を受けると所得に応じて「自己負担額」が変動するしくみなのですが、例えばセカンドオピニオンとして違う病院を受診する場合前述にもあげた一連の手続を、「もう一度同じように手続きをしてから」他に受診しないと「支援」が受けられず、一割負担ですむところ十割（もしくは三割）負担がかかってしまうそうです。（手続完了後はもちろん払い戻しはあります）

支援を受けている場合は「自己負担上限額管理票」たるもののが交付され、受診の時に必要となります。

しかしそれは「どこの精神科でも通用」するものではなく、「受信している病院との契約」のみに通用するということなのだそうです。

もし、「自立支援」を受けられている患者さんが「施設入所」する場合このことは福祉の分野にもかぶさるものなので、頭のすみにいれておいていただきたいと思います。

精神科経由の認知症の患者さんが「もっと他の病院を受けてみたい」と言われる場合は本人を保健所等に連れて行かなければならぬ。数回他にいくなら、数回、本人も保険所等にいかなければならなくなる。

これが、手続き上の壁と言えるのです。

「自立支援医療」・・たしかに聞こえはいいですが、その大義のもとに「本来の代行支援」までも制限している。  
法律・制度の矛盾のひとつの結果だと思います。

これが実態です。そして制度がたちゆかなくなると今度は「福祉」という枠を広げ骨組みだけをぎりぎり残した「新法」ができるのではないかでしょうか。

では以上のような現状を踏まえどのような対策が考えられるのか

以下に精神保健分野でも活用できる制度を紹介します。

この制度は本来、高齢者等が認知症になった場合に判断ができなくなった場合、本人に代わり、銀行の通帳の管理、生活上で生じてくる契約を遂行するという制度です。

この制度を利用するには社会福祉協議会との契約が必要になります。

以下に制度の概要をご紹介します。

## 日常生活自立支援事業

### ■本事業の概要

対象	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分一人で契約などの判断をすることが不安な人や、お金の出し入れ、書類の管理などを行うのに不安のある人。 認知症の診断を受けている人、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人に限られるものではなく、病院や福祉施設に入院・入所している人も利用することができる。 本人の判断能力が低下していて日常生活自立支援事業の契約ができない場合でも、成年後見人などの契約により利用できる場合もある。ただし、契約締結審査会の承認が必要。		
主なサービス内容	福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供福祉サービスの利用申し込み、契約代行、代理</li><li>・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き支援</li></ul>	
	日常的金銭管理	福祉サービスの利用料の支払い代行 年金や福祉手当の受領に必要な手続き、 病院への医療費の支払い手続き 税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払い手続き 生活に必要なお金の出し入れ、また預金の解約の手続き	
	書類等預かり	貸金庫などでの年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書・不動産権利証書・契約書など)、実印、銀行印などの大切な書類や印鑑の預かり	
成年後見制度との関係	日常生活自立支援事業を利用している間に利用者が判断能力を喪失した場合、日常生活自立支援事業の契約は終了する。契約終了後は、成年後見制度への移行や、利用者の生活に応じたほかの援助サービスへのつなぎが必要となる。 ・不動産の売却などの財産管理に関する法律行為や、施設入所の代理契約などは、日常生活自立支援事業では対応できない。 ・利用者が悪徳商法などの財産侵害の被害に遭った場合、日常生活自立支援事業においては、成年後見制度の同意権・取消権に相当するものがないため、対応には限界がある。財産侵害の防止には、成年後見制度の利用が望ましい。		

## サービスの流れ

### 相談受付

都道府県・市区町村社協



### 訪問調査

担当地区の基幹的社協の専門員が自宅や施設に訪問し、困りごとなどを聴取



### 契約締結審査会（社協）

本事業の契約能力などを審査



### 支援計画書作成

本人の意向を基に専門員が支援計画書を提案し作成



### 契約

本人と社協とで契約締結



### サービス開始

支援計画書に沿って生活支援員がサービス提供

## 利用料の目安

福祉サービスの利用援助	1回につき 1,000 円～1,500 円
日常的金銭管理サービス	生活保護受給者は無料 1回 1 時間程度
書類等の預かりサービス	月額 250～1,000 程度

※上記料金のほかに、本人宅からサービス提供機関や金融機関などに出向いた際に生じた生活支援員の交通費実費は、利用者の負担となる。

愛知県社会福祉協議会ホームページ「日常生活自立支援事業」を基に作成

今のところこの制度は、利用対象者は限定されておりません。

高齢者はもちろん精神障害者でも大丈夫です。

精神障害などで正常な判断ができない方、また行政の窓口に行くのがストレスになる精神障害の方は自立支援医療の手続、病院を変える等の手續は先にご紹介した日常生活自立支援事業を利用すればよいのです。

精神保健分野はまだまだ制度上矛盾点を感じる点が多数あります。

今後は、このような矛盾点を解決していくことが行政の課題ではないでしょうか